

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月26日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

ホンダリエ	永井啓介	佐々木哲夫
山下昌彦	杉山幹人	守島正
岡崎太	飯田哲史	大橋一隆
丹野壮治	佐々木りえ	高見亮
前田和彦	山本長助	北野妙子
福田武洋	八尾進	西徳人
西崎照明	明石直樹	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第6号を次のように改める。

(6) 建設港湾委員会 13人

- ア 環境局の所管に属する事項
- イ 建設局の所管に属する事項
- ウ 大阪港湾局の所管に属する事項
- エ 水道局の所管に属する事項

附 則

この条例は、大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和元年大阪市条例第32号）の施行の日から施行する。

説 明

大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1)－(5) 省 略

(6) 建設港湾委員会 13人

ア－イ 省 略

ウ 港湾局 の所管に属する事項
大阪港湾局

エ 省 略

3 省 略